

国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程

	平成16. 4. 1 制定
改正	平成17. 4. 1 平成17. 6. 22
	平成18. 4. 1 平成18. 11. 1
	平成19. 4. 1 平成19. 12. 26
	平成20. 4. 1 平成23. 4. 1
	平成25. 4. 1 平成28. 4. 1
	平成29. 4. 1 令和 2. 4. 1
	令和 3. 4. 1 令和 4. 4. 1
	令和 5. 4. 1 令和 6. 4. 1

(趣 旨)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における授業料その他の費用に関する別段の定めのあるものほか、この規程の定めるところによる。

(授業料、入学料及び検定料の額)

第2条 本学において徴収する授業料（幼稚園にあっては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあっては、入園料。以下同じ。）及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授業料(年額：円)	入学料(円)	検定料(円)
学 部	535,800	282,000	17,000
大学院の研究科、学府及び 学環	535,800	282,000	30,000
特別支援教育特別専攻科	273,900	58,400	16,500
幼稚園	73,200	31,200	1,600
小学校	—	—	3,300
中学校	—	—	5,000
特別支援学校の小学部	—	—	1,000
特別支援学校の中学校	—	—	1,500
特別支援学校の高等部	4,800	2,000	2,500
研究生	月額 29,700	84,600	9,800
科目等履修生	1 単位 14,800	28,200	9,800
聴講生	1 単位 14,800	28,200	9,800

- 2 前項に規定する学部、大学院の研究科、学府及び学環並びに特別支援教育特別専攻科に在学する者うち、当該学部等の定めるところにより、当該学部等の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該学部等の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額

を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

3 学部において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

4 幼稚園、小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の入学を許可するための選考等において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他（以下「試験等」という。）による選考等を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分	抽選による選考等に係る額(円)	試験等に係る額(円)
幼稚園	700	900
小学校	1,100	2,200
中学校	1,300	3,700
特別支援学校の小学部	500	500
特別支援学校の中学部	600	900
特別支援学校の高等部	700	1,800

5 学部の転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。

6 群馬大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程第3条に規定する大学院科目等履修生については、第1項の規定にかかわらず、授業料、入学料及び検定料は徴収しない。

（授業料の徴収方法）

第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。ただし、研究生にあっては、四半期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、3月分（3月に満たない場合は当該在学予定期間分）の額、科目等履修生及び聴講生にあっては、履修予定単位に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあっては5月、後期にあっては11月に徴収するものとする。ただし、研究生にあっては、当該期間の当初の月に、科目等履修生及び聴講生にあっては、履修予定単位に相当する額を4月及び10月に徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生又は生徒の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

4 入学年度の授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

（入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法）

第4条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の

端数があるときは、これを切り上げるものとする。) に入学した日の属する月から9月又は3月までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

(復学等の場合における授業料の額及び徴収方法)

第5条 前期又は後期の中途において復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から9月又は3月までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

(学年の中途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法)

第6条 特別の事情により、学年の中途中で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、10月に徴収することができるものとする。

(退学の場合における授業料の額)

第7条 9月末日までに退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

(修業年限等を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者に係る授業料及び徴収方法の特例)

第8条 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が学年の中途中で卒業又は課程を修了する場合に徴収する授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、10月に徴収することができるものとする。

2 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途中にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、第2条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

3 在学途中から長期在学期間の許可を受けた者及び延長を認められた者の授業料の年額は、第2条第2項の規定による授業料の年額を徴収するものとする。

4 長期在学期間に授業料が改定された場合は、改定後の授業料の額に基づき、再計算を行うものとする。

5 長期在学期間を終了した後も在学する場合の授業料の年額は、第2条第1項に掲げる年額と同額を徴収するものとする。

(入学料の徴収方法)

第9条 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(検定料の徴収方法)

第10条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

(授業料又は入学料を国又は地方公共団体等が納入する場合の徴収方法)

第11条 授業料又は入学料を国又は地方公共団体等が納入する場合の徴収方法は、学長がその都度定める。

(寄宿料の額及び徴収方法)

第12条 寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区分	寄宿料（月額：円）	区分	寄宿料（月額：円）
養心寮	4,300	国際交流会館	単身室 5,900
啓真寮	ワールーム型 25,000		夫婦室 11,900
	シェア型 15,000		家族室 14,200

2 寄宿料は、寄宿舎に入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、4月分は5月までに徴収するものとし、また、休業期間中の分は休業期間前に徴収するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があったときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。

(受託研究員等の研究料等)

第13条 本学の受託研究員及び各種研修員等の研究料及び研修料の額は、次の表のとおりとする。

区分	研究料（研修料）（円）		
一般の受託研究員	長期	6月を超えて1年以内	541,200
	短期	6月以内	270,600
農林水産省国内留学研究員	長期	6月を超えて1年以内	541,200
	短期	6月以内	270,600
農林水産省流動研究員	3月以内		135,300
農林水産省普及職員 国内留学研修員	改良普及員	6月以内	270,600
	専門技術者等	3月以内	135,300
国立大学法人研究員 (独立行政法人国立高等 専門学校機構を含む。)	教授	1月	28,000
	准教授	1月	15,000
	講師	1月	11,000
	助教、助手	1月	7,000
私学研修員	実験（臨床含む。）系	3月	108,240

	非実験系	3月	54,120
専修学校研修員	実験（臨床含む。）系	3月	108,240
	非実験系	3月	54,120
公立高等専門学校研修員	実験（臨床含む。）系	3月	108,240
	非実験系	3月	54,120
公立大学研修員	実験（臨床含む。）系	3月	108,240
	非実験系	3月	54,120
教育研修センター研修員	実験系	3月	29,160
	非実験系	3月	16,920
外国人受託研修員		1月	226,000
中国医学研修生		1年	541,200
		6月	270,600

- 2 前項の研究料等は、受入れを許可した後、研究期間に相当する金額を直ちに徴収するものとする。ただし、特別の事情があると認めたときは、この限りでない。
- 3 受入れにあたって許可された研究期間の範囲内で研究中止後再開し、又は第1項の期間区分の範囲内で研究期間を延長した場合、同一の研究員等に係る研究料等は改めて徴収しない。

（学位論文審査手数料）

第14条 本学において行う学位論文審査に係る手数料の額は、1件に付き57,000円とし、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

（公開講座講習料等）

第15条 本学が開催する公開講座に係る講習料の額は、次の表のとおりとし、受講の申込みを受理するときに徴収するものとする。

1講座当たりの時間数	講習料（円）	1講座当たりの時間数	講習料（円）
5時間以下	5,200	30時間を超え35時間以下	11,200
5時間を超え10時間以下	6,200	35時間を超え40時間以下	12,200
10時間を超え15時間以下	7,200	40時間を超え45時間以下	13,200
15時間を超え20時間以下	8,200	45時間を超え50時間以下	14,200
20時間を超え25時間以下	9,200	50時間を超え55時間以下	15,200
25時間を超え30時間以下	10,200	55時間を超え60時間以下	16,200

- 2 前項の規定により難い場合の講習料は、学長が定める。

（卒業生等の証明書等発行手数料）

第16条 本学を卒業若しくは修了した者、退学した者又は除籍された者の証明書等の発行手数料の額は、証明書等1通につき400円とし、発行の申請を受理するときに徴収するものとする。

- 2 幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校に係る証明書等の発行手数料については、前項の規定にかかわらず、無償とする。

（幼稚園預かり保育料）

第17条 幼稚園の預かり保育料の額は、次の表のとおりとする。

区分		預かり保育料(円)
定期預かり保育	第1期（4月～7月）	29,500
	第1期（5月～7月）年少児に限る	23,850
	第2期（8月～12月）	31,500
	第3期（1月～3月）	19,000
一時預かり保育	1回につき	500

2 定期預かり保育料は、第1期にあっては4月、第2期にあっては8月、第3期にあっては1月に徴収する。一時預かり保育料は、毎月月締めとし、当該利用月の翌月末日までに徴収するものとする。

(診療料、検査料、手数料その他の費用の額及び徴収方法)

第18条 この規程に定めるもののほか、診療料、検査料、手数料その他の費用の額及び徴収方法については、別に定める。

(授業料の返還)

第19条 第3条から第8条までの規定に基づき納付された授業料は、納付者の申出により次に掲げる場合に限り返還するものとする。

- (1) 第3条第4項の規定に基づき授業料を納付し、入学を辞退した場合は、当該授業料に相当する額
- (2) 第3条第4項の規定に基づき授業料を納付し、入学後5月又は11月までに休学をした場合は、群馬大学入学期料及び授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程第14条により算定した額
- (3) 第3条第3項及び第4項の規定に基づき前期分及び後期分の授業料を納付し、9月末日までに休学又は退学した場合は、後期分授業料に相当する額
- (4) 日本学生支援機構給付型奨学金受給者が納付し、免除申請を行い免除が確定した場合は、その免除された額
- (5) 明らかに誤振込と確認できる場合は、その額

(入学料の返還)

第20条 第9条の規定に基づき納付された入学料は、納付者の申出により次に掲げる場合に限り返還するものとする。

- (1) 入学料納付後、入学手続きを行わなかった場合は、当該入学料に相当する額
- (2) 日本学生支援機構給付型奨学金受給者が納付し、免除申請を行い免除が確定した場合は、その免除された額
- (3) 明らかに誤振込と確認できる場合は、その額

(検定料の返還)

第21条 第10条の規定に基づき納付された検定料は、納付者の申出により次に掲げる場合に限り返還するものとする。

- (1) 検定料納付後、出願しなかった場合は、当該検定料に相当する額
- (2) 検定料納付後、出願はしたが出願が受理されなかった場合は、当該検定料に相当する額

- (3) 第2条第3項の規定により第1段階目の選抜及び第2段階目の選抜に係る検定料を納付し、第1段階目の選抜で不合格となった場合又は大学入学共通テスト受験科目の不足等により出願無資格者であることが判明した場合は、第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額
- (4) 第2条第4項の規定により抽選による選考等に係る検定料及び試験等による選考に係る検定料を納付し、抽選による選考等で不合格となった場合は、試験等による選考に係る検定料に相当する額
- (5) 明らかに誤振込と確認できる場合は、その額
(寄宿料等の返還)

第22条 第12条から第18条の規定に基づき納付された寄宿料等は、次に掲げる場合に限り返還するものとする。

- (1) 寄宿料において、許可を得て退寮した場合は、退寮者の申出により納付された寄宿料から退寮した日の属する月分までの額を差し引いた額
- (2) 幼稚園預かり保育料において、本学の都合（幼稚園行事及び学級閉鎖等は除く）により定期預かり保育を中止した場合は、既納の幼稚園預かり保育料を当該期の預かり保育実施予定回数で除し、預かり保育を中止した回数を乗じた額(1円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額)を返還する。
- (3) 明らかに誤振込と確認できる場合は、その額
- (4) 特別な事情があると認められた場合は、その額 (返還の方法)

第23条 第19条から前条による返還の方法は、原則として、銀行振込により返還する。

- 2 返還に要する振込手数料等相当額を返還額から控除した額を返還する。ただし、誤徴収等による場合で振込手数料等相当額を返還額から控除することが不適切な場合は、納付された額を返還する。
- 3 前条第2号の返還に要する振込手数料は、本学が負担する。
(会計上の処理)

第24条 返還する授業料その他の費用は、原則として、返還確定時又は決算時に「その他預り金」に振り替える。

- 2 返還する授業料その他の費用は、管理簿により管理する。
- 3 振込日から1年経過しても返還の申出がない場合は、決算時に「その他の雑益」に振り替える。
- 4 前項の処理後、返還する場合は「雑損」で処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の日の前日において在学する者のうち、平成10年度以前に学部、大学院、特殊教育特別専攻科及び養護学校の高等部に入学した者（平成11年度以降に転学、編入学又は再入学した者で平成10年度以前に入学した者と同額の授業料とされた者を含む。）に係る授業料の額並びに平成14年度及び平成15年度に幼稚園に入園した者に係る保育料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、廃止前の国立学校における授業料等の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）に定められた額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人群馬大学証明書等発行手数料規程（平成19年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人群馬大学授業料その他の費用の返還事務取扱要項（平成20年6月1日制定）及び国立大学法人群馬大学教員免許状更新講習料規程（平成21年1月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、令和3年度の入学者から適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。